

## 第2節 人権教育の指導内容と指導方法について

### (1) 指導内容の構成と指導方法の工夫

**問13** 貴校では、人権教育の指導内容を検討するに当たり、主にどのような資料を活用していますか。次のア～コのうちから当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。(※平成24年度調査において追加した設問)

- ア 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」
- イ 都道府県の人権教育推進方針・計画
- ウ 市区町村の人権教育推進方針・計画
- エ 都道府県の教育委員会が作成した人権教育に関する指導用資料等
- オ 市区町村の教育委員会が作成した人権教育に関する指導用資料等
- カ 人権教育を推進する大学や研究機関等が作成した文書や資料等
- キ 人権教育に関連する市民団体等が作成した文書や資料等
- ク ユネスコなど、国連組織の作成した文書や教材等
- ケ その他
- コ 特に検討を行っていない・参考としている資料は特になし

#### (結果)

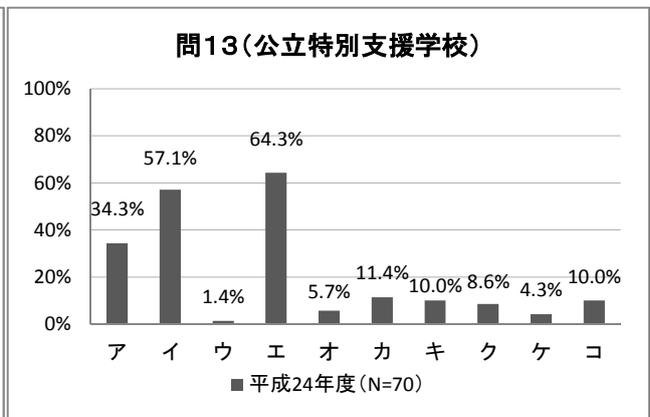
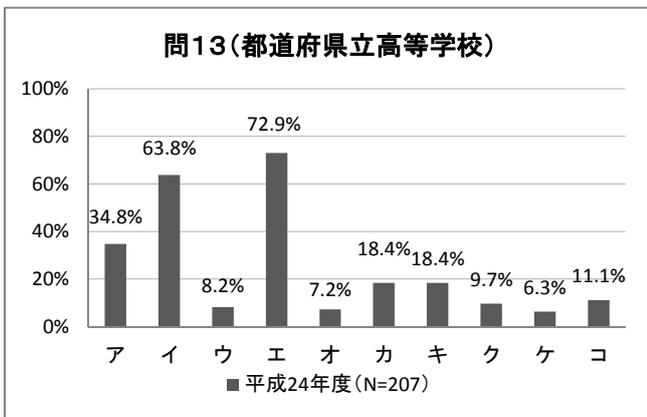
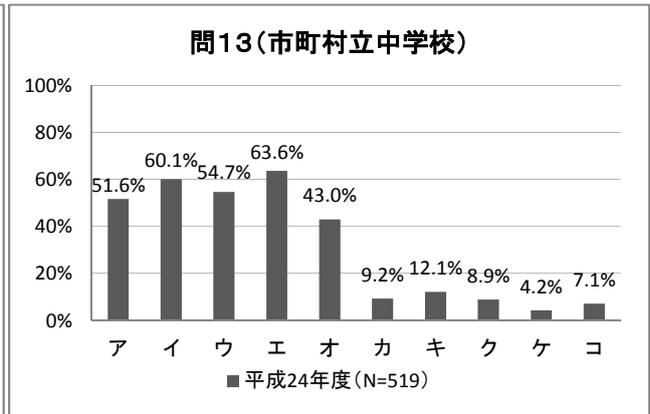
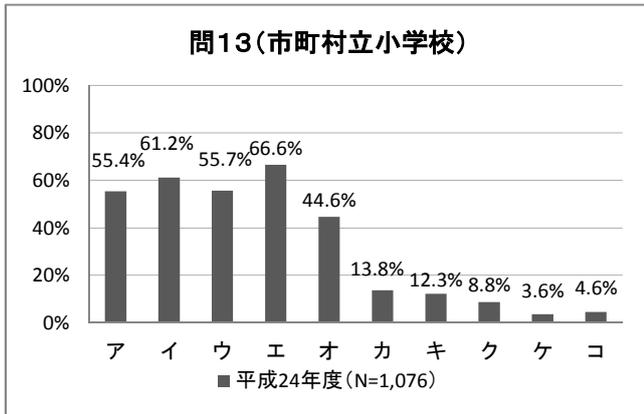
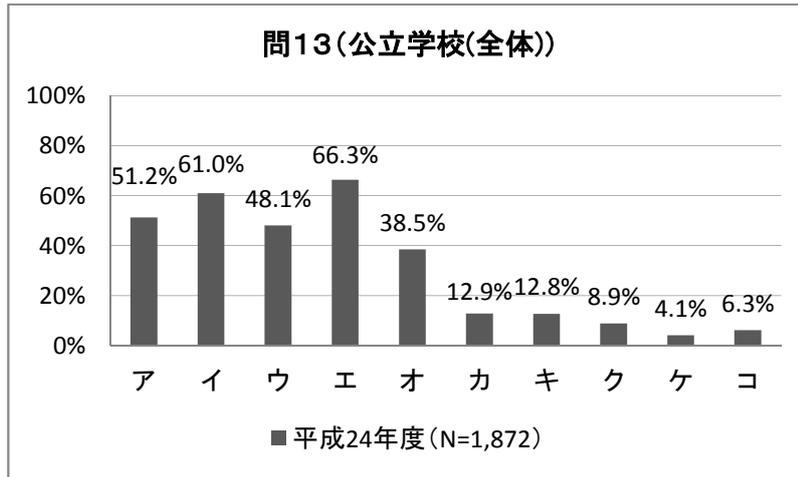
人権教育の指導内容を検討するに当たっての主な資料の活用について、全体として、ア、イ、ウ、エ、オが約40%から60%台後半となっている一方、カ、キ、クは一桁台から10%台前半となっている。

#### (分析)

人権教育の指導内容を検討する際の資料についても、全体計画又は年間指導計画の策定に際して活用する資料の場合と同様、都道府県・市区町村の人権教育推進方針・計画、並びに教育委員会作成による人権教育に関する指導用資料等がほぼ60%の学校で使用されている。他方で[第三次とりまとめ]は、51.2%の学校で使用されるに留まっている。

また、人権教育を推進する大学や研究機関、市民団体等、ユネスコ等の国際機関等が作成した資料や教材等を踏まえる学校は10数%に留まっており、将来的にはこうした諸機関等が提供する幅広い資料等を活用した発展的な取組に期待したい。

問13



問14 貴校では、人権教育の指導内容として、どのような資質・能力を身に付けさせることに力を入れていますか。次のア～セのうち特に力を入れているものを、回答様式にてお答えください。

- ア 自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- イ 人権に関する国内法や条約等に関する知識
- ウ 人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識
- エ 人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- オ 自己についての肯定的態度（自尊感情など）
- カ 適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- キ 自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度
- ク 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ケ 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能
- コ 合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能
- サ 対立的問題に対しても、双方にとってプラスとなる解決法を見出すことのできるような建設的な問題解決技能
- シ 自他の人権を擁護し、人権侵害を予防・解決するために必要な実践的知識
- ス 自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲・態度
- セ 正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度

（結果）

人権教育の指導内容としてどのような資質・能力の育成に力点を置いているかについて、平成20年度と比べ、全体として、全般的な傾向に大きな変化はなく、キが86.0%で最も高く、次いでオが75.4%、クが73.8%、カが66.2%、エが41.0%となっている。これに対し、イが2.5%、コが3.5%、セが9.1%、サが10.3%、ケが12.8%、スが14.7%、シが19.0%となっている。なお、オが9.0ポイント増加している。

（分析）

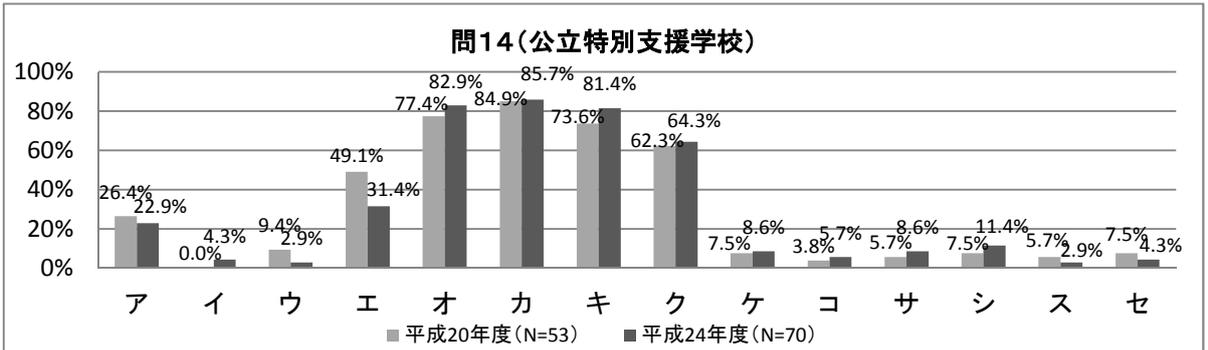
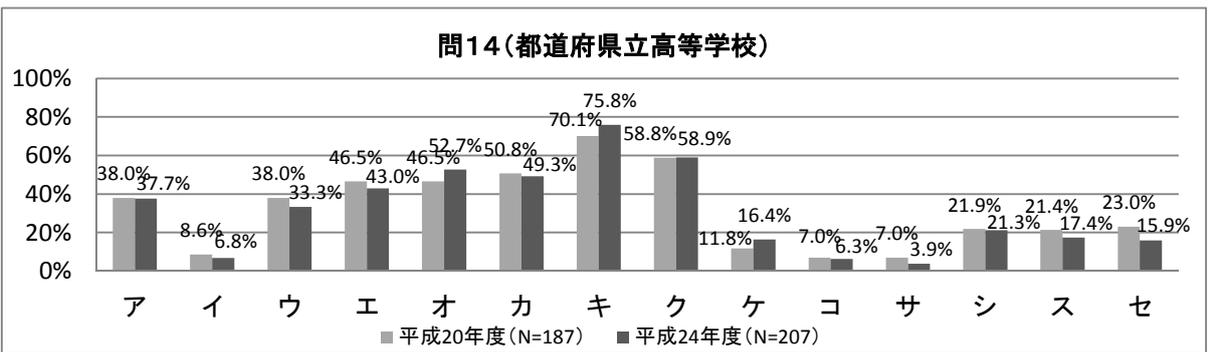
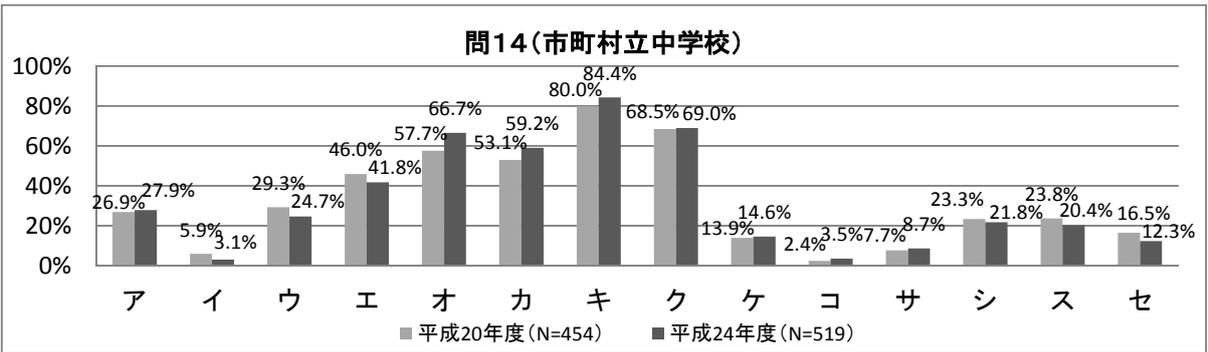
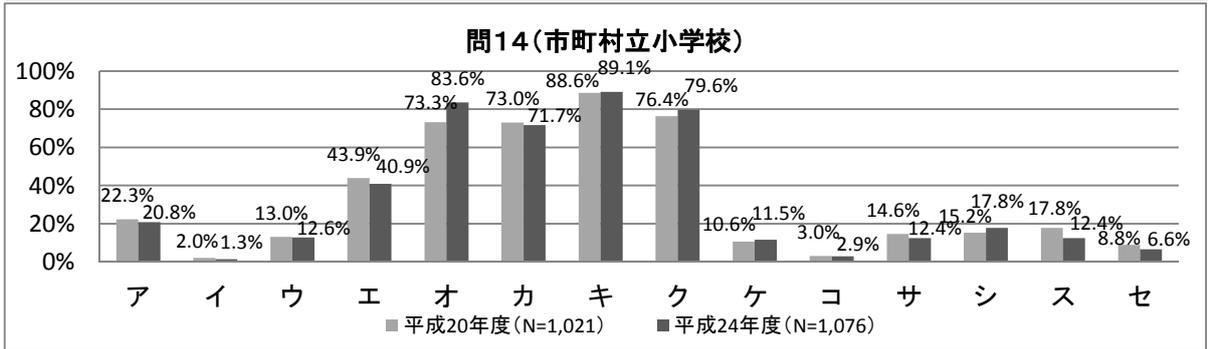
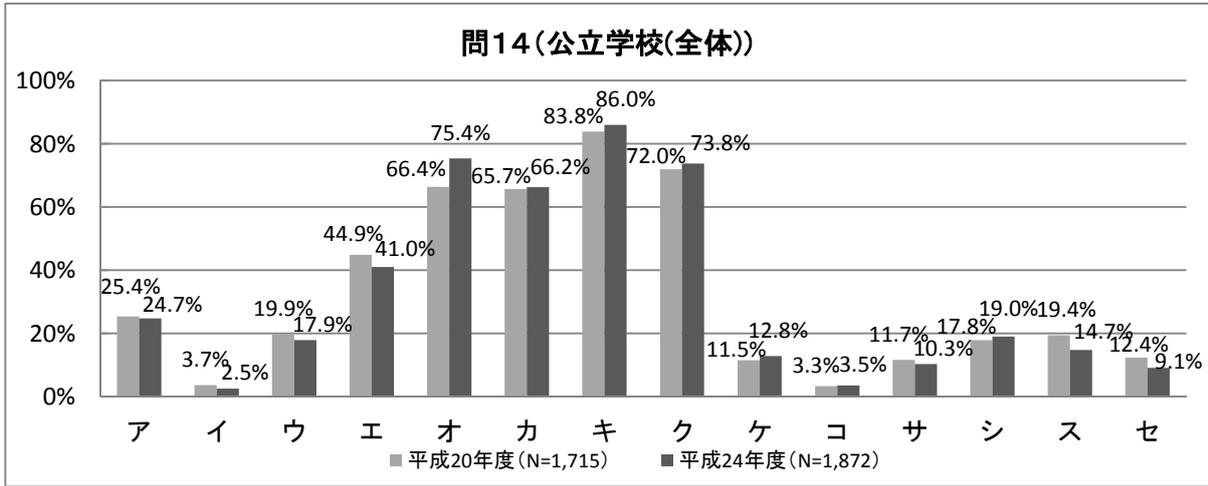
〔第三次とりまとめ〕では、人権教育を通じて培われるべき資質・能力を、三つの側面（①知識的側面 ②価値的・態度的側面 ③技能的側面）から捉えている。

調査の結果からは、平成20年度と変わらず、自他の違いや社会の多様性に対する肯定的態度の育成を始めとする価値的・態度的側面に関する指導に、他の二つの側面の指導に比してかなり大きな力点が置かれていることが読み取れ、特に、自尊感情を身に付けさせることに力を入れている学校の割合が校種を問わず目立って増えている。

児童生徒が人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高めることができるのは、三つの側面に関する指導が相互関連性を有して展開される人権教育を通してのことである。例えば、「自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度」を読み物資料や説話をを用いて育てることは困難である。しかし、アクティビティに参加させ、違いや多様性を実際に体験させた上で、その体験を通して感じ、思ったことを発表し合い、更に、違いや多様性を否定することは人権とどう関連するか、それらを肯定的に受け止めることはなぜ必要であり、どうすれば実行できるか、等々について、探究させれば、上記の三つの側面の指導を総合的に行うことができよう。

各学校においては、このような指導方法を活用しつつ、価値的・態度的側面に関する指導を知識的側面や技能的側面の指導と関連付けながら、全体計画や年間指導計画等に基づき、あらゆる場と機会を活用して三側面の意義とバランスを踏まえた人権教育を推進されるよう期待したい。

問14



**問 15** 問 14 で回答された資質・能力のいずれかの指導を進めるに当たり、貴校において特に課題となっている事項、困難を感じている事項等がありましたら、回答様式の所定欄に、該当する資質・能力ごとに自由に記述してください。

(結果)

平成 20 年度と同様に、問 14 のオ (自尊感情など)、カ (コミュニケーション技能)、キ (多様性に対する肯定的態度)、ク (想像力や感受性) に係る困難点に言及する記述が数多く見られる。他方、上記以外に関する事項 (権利・義務などの諸概念や人権侵害の現状、及び国内法や条約等に関する知的理解の促進に関する事項、あるいは偏見・差別を見極める技能、建設的な問題解決技能、批判的思考の技能等の育成など) に言及する記述は相当少なくなっている。

(分析)

平成 20 年度と同様に、多様性に対する肯定的態度、コミュニケーション技能等のように、問 14 において力を入れて取り組んでいると記述されている項目が、指導上困難を感じているものとしても取り上げられており、逆に力を入れて取り組んでいない項目については、指導上の困難を感じている項目としても取り上げられていない、という傾向が全般的に見られる。

ややもすると一部には知識的側面や技能的側面についての指導の必要性が十分に理解されていないのではないかと考えられる。こうした傾向を踏まえ、今後とも、様々な人権課題の指導の在り方や内容の構成等に関する参考事例を提供することや、異なる校種間での共同研究を支援する等、教職員の人権教育に関する研修の充実が教育委員会等に期待される。

	問15に対する回答（抜粋）
小学校	<p>(ア) 自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念について理解させること。</p> <p>(エ) 自分がしてしまったことに対して、非を認めなかったり、逆に攻撃的な言動をしたりする児童への指導。</p> <p>(オ) 自尊感情の高まらない児童が多い。</p> <p>(カ) 他者に対しての適切なコミュニケーションの能力の育成（言葉遣いなど）。</p> <p>(キ) 発達段階によって自他の違いに気付かずトラブルになる場合も多い。多様性に対する態度をどのように育成していけばよいか。</p> <p>(ク) 想像力や感受性の高まりをどのように評価し、指導に活かしていくかが課題である。</p> <p>(サ) もめごとを解決するための折り合いの付け方を知らない児童が多い。</p> <p>(シ) 心に訴える教材、指導案の準備。</p> <p>(ス) 他人事と捉えてしまい、共感的に受容できず、建設的に解決できない傾向がある。</p>
中学校	<p>(ウ) 社会科の授業を中心に行っているが、事実とは違う脚色をせず、生徒が興味深く進めることのできる工夫はいかにあるべきかを模索中である。</p> <p>(エ) 他人の人権を侵害する行為をしても、責任を相手に転嫁する傾向があり、自分の過ちを気付かせるのが難しい。</p> <p>(オ) 様々な育ちの中で自己肯定感や自尊感情が育っていない生徒が増えてきている。</p> <p>(カ) 生徒個々の発達段階や家庭環境の違いが、コミュニケーション能力に大きく影響しており、指導がなかなか困難な場合がある。</p> <p>(キ) 様々な集団活動を通しての多様な他者との人間的な触れ合いがまだまだ少なく、決まった小集団の中で育ってきているため人間関係が希薄である。</p> <p>(ク) 生徒個々の発達段階や成育歴の違いが、想像力や感受性の発達に影響を及ぼしている面があり、指導困難な場合がある。</p>
高等学校	<p>(ア) 人権に関する概念を学ぶためのまとまった時間が確保しにくい。</p> <p>(ウ) 人権侵害について、過去のもの、自分とは関係ないもの、として捉える生徒が多いため、身近な教材や資料が必要である。</p> <p>(エ) 自己の行動に責任を取ることができず、自己の行動を合理化したり、逃避的行動をとったりする生徒がいる。</p> <p>(オ) 自尊感情の低い子供が多い。</p> <p>(カ) コミュニケーション技能として発信はできても、人権上相手に対する配慮等が必要な事項に対して指導が必要と思われる。</p> <p>(キ) 自分の周りしか見えていない生徒が多いため、まず互いを知るところから出発しなければならず、視野をいかに拡大していくかが課題である。</p> <p>(ク) 他人の立場に立つ共感力や想像力をどのように養うか。</p>
特別支援学校	<p>(ア) 聴覚に障害があるため、日本語の習得に困難がある。その中でも特に、抽象的な言葉の意味をとらえることが難しい。</p> <p>(ウ) ろう者の人権に関する歴史や改善の取組について、教材を整備し共通認識をもって指導に当たることが課題である。</p> <p>(オ) 社会生活場面における経験値の問題があり、自尊感情（他者に認められるという体験）がもちにくい場面がある。</p> <p>(カ) 発達障がいのある児童生徒のコミュニケーション能力を育てるためのスキル向上が課題となっている。</p> <p>(キ) 自他の違いを理解することが難しい生徒が多い。</p> <p>(ク) 日常生活の中で取り上げ、経験した範囲の中での指導内容に限られる。</p>

問16 人権教育における「協力的・参加的・体験的な学習」に対する取組について、貴校では、どの程度取り組まれていますか。次のア～エのうちから最も当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。

- ア よく行っている
- イ どちらかといえば、行っている
- ウ 余り行っていない
- エ 全く行っていない

(結果)

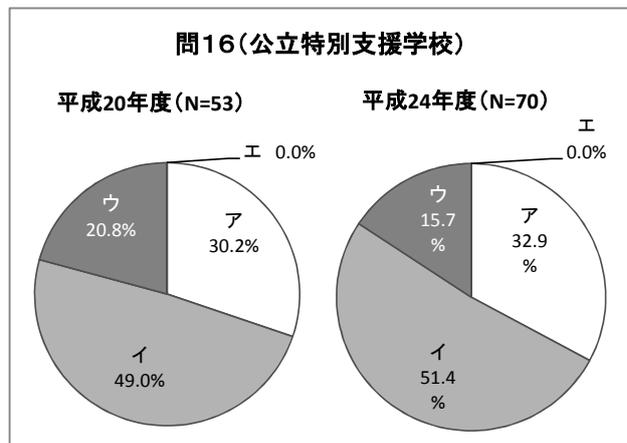
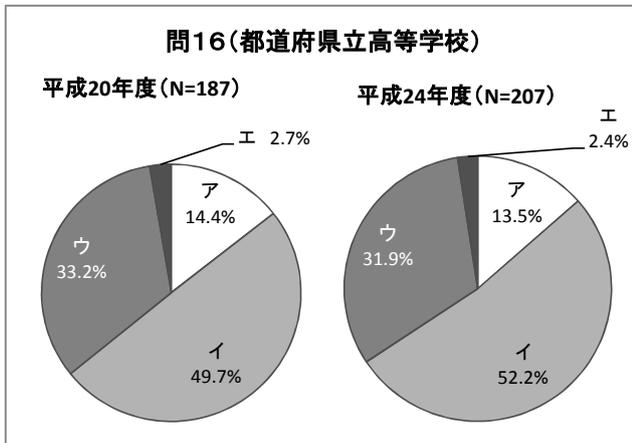
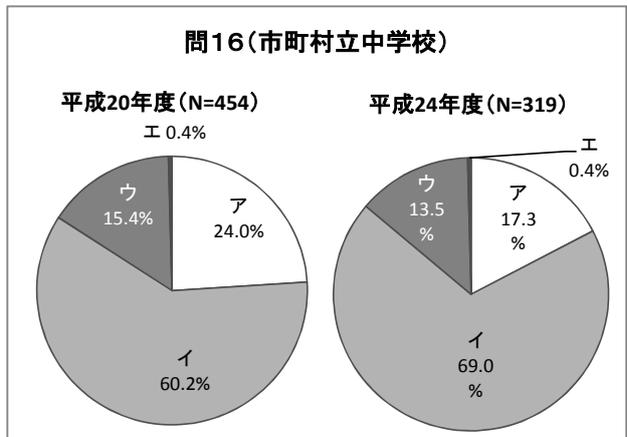
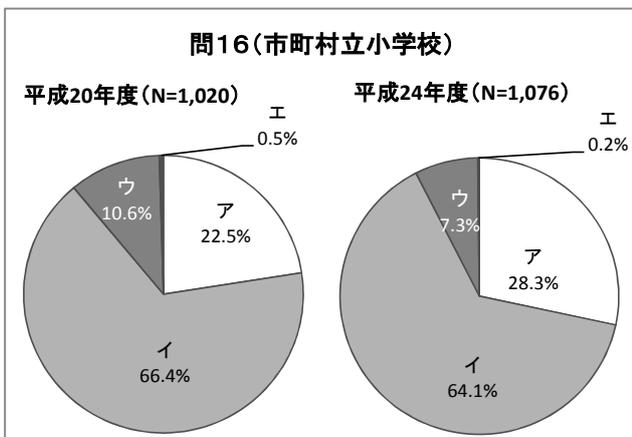
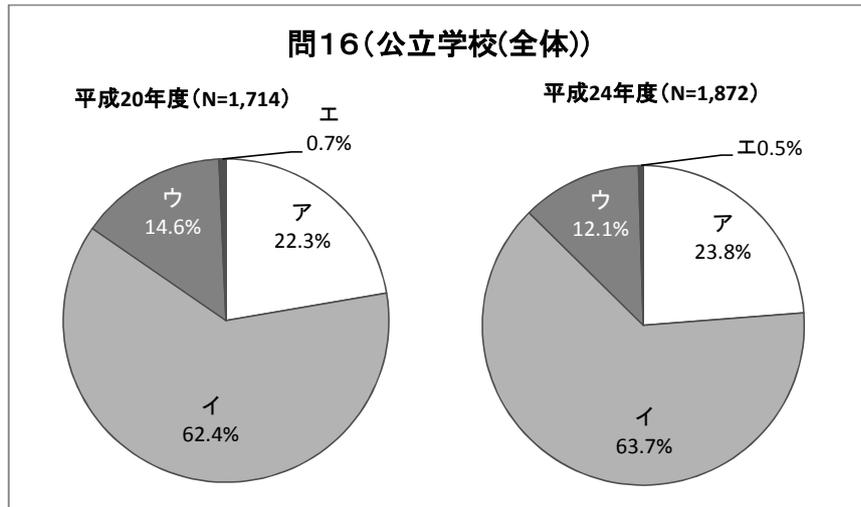
「協力的・参加的・体験的な学習」への取組について、平成20年度と比べ、全体として、アが1.5ポイント増加し23.8%、イが1.3ポイント増加し63.7%であり、ウは2.5ポイント減少し12.1%、エは0.2ポイント減少し0.5%となっている。

(分析)

〔第三次とりまとめ〕では、人権感覚を育む教育、人権に関する知的理解を深める教育のいずれにおいても、人権教育の指導方法の基本原則である「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」は不可欠なものとして位置づけられている。

調査の結果からは、平成20年度と比べ、「協力的・参加的・体験的な学習」について、一定程度の定着が確認できるものの、中学校及び高等学校においてはアの割合が減少していることから、一層の普及に向けた今後の課題が大きいことも読み取れる。

問16



**問17** (問16において、「ア よく行っている」「ア どちらかといえば、行っている」の場合) 人権教育における「協力的・参加的・体験的な学習」に対する取組について、貴校では教育活動のうち主にどの時間を活用して行っていますか。次のア～カのうち当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。(※平成24年度調査において追加した設問)

- ア 各教科
- イ 道徳
- ウ 総合的な学習の時間
- エ 特別活動
- オ 外国語活動（小学校の場合）
- カ 自立活動（特別支援学校等の場合）
- キ その他

(結果)

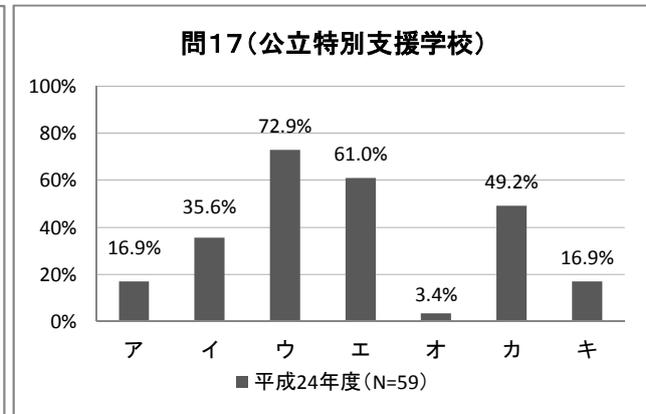
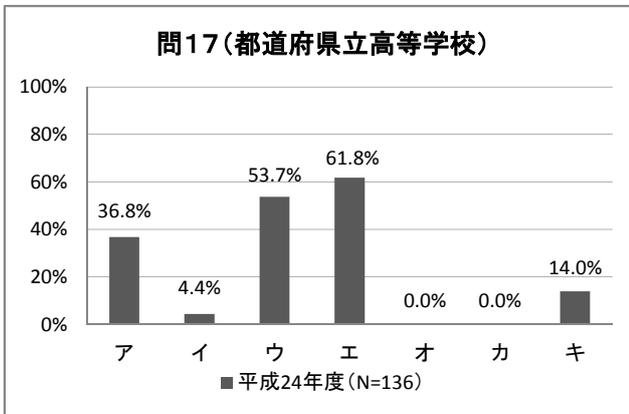
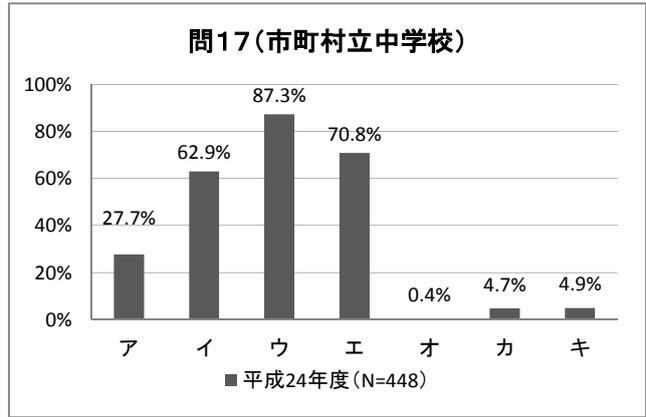
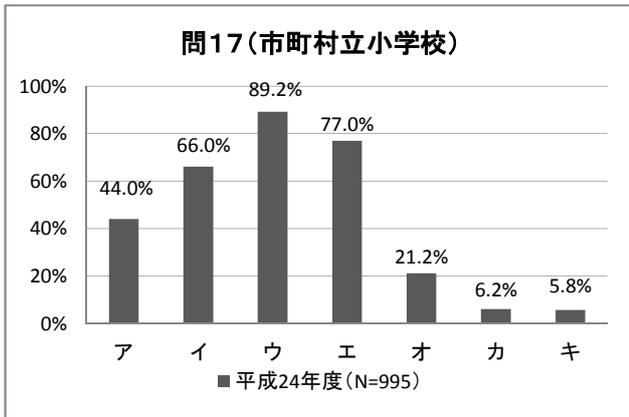
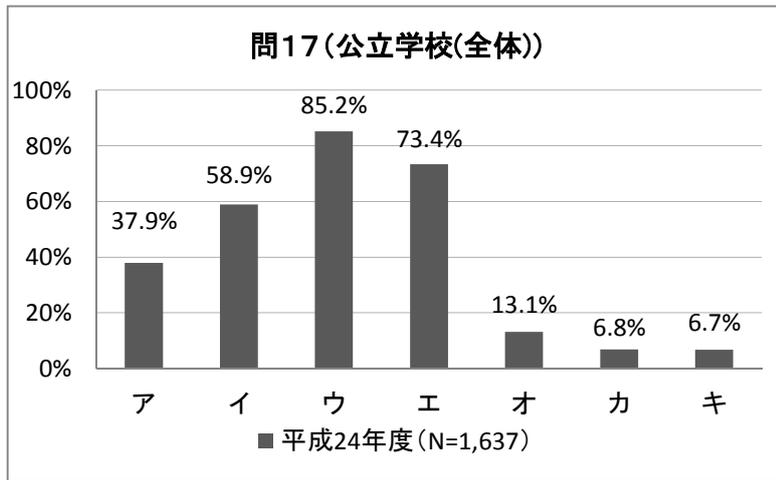
「協力的・参加的・体験的な学習」への取組について、教育活動のうち主にどの時間を活用して行っているかについては、全体としては、ウが最も高く85.2%、次いでエが73.4%、イが58.9%、アが37.9%となっている。これに対して、キが6.7%、カが6.8%、オが13.1%となっている。

(分析)

人権教育における「協力的・参加的・体験的な学習」への取組について、学校種の教育活動形態の別による差異があるものの、全体として、道徳、総合的な学習の時間、特別活動といった中で取り扱う学校が多くなっており、各教科の中で扱うとしている回答も少なくなく「ア 各教科」の中で扱う比率は4割近いが、「イ 道徳」、「ウ 総合的な学習の時間」、「エ 特別活動」との相互関連においてより積極的に取り扱う方向での工夫を期待したい。

今後とも、人権感覚を育む教育、人権に関する知的理解を深める教育の双方を広く教育活動の中に位置づけ、その推進を図っていくことが必要であると考え。「総合的な学習の時間」において人権教育における「協力的・参加的・体験的な学習」の取組が行われているとする比率が高いことは自然であるともいえるが、人権教育はあらゆる教育活動を通して取り組むものであるということを踏まえ、文部科学省ホームページで公表している人権教育に関する特色ある実践事例等をも参照しつつ、「総合的な学習の時間」に加えて各教科等それぞれの時間においても積極的に取り組むことにより、教育課程全体を通じた人権教育の進展が図られるよう、教育実践の更なる展開を期待したい。

問17



問18 人権教育における「協力的・参加的・体験的な学習」に対する取組を進めていくに当たり、貴校において特に課題となっている事項、困難を感じている事項等がありましたら、回答様式の所定欄に自由に記入してください。

(結果)

「協力的・参加的・体験的な学習」に取り組む上での課題に関する自由記述として、平成20年度と同様に、例えば、時間の確保等に関わる課題、全体計画の不在や計画立案の負担など指導等の計画に関わる課題、体験場所の確保など交流・連携に関わる課題、教員の指導力不足など指導者の側に関わる課題、等々が数多く見られる。

(分析)

前回に引き続き、「協力的・参加的・体験的な学習」に対する取組を進めるに当たっては、計画立案、場所・協力機関・時間確保など様々な調整等が必要であることから、取組を進めるに際して困難を感じている学校が多いという状況が見られた。

また、このような状況が続いているのは、学校として「協力的・参加的・体験的な学習」についての十分な理解がなされておらず、適切な指導計画に基づいた効果的な指導についての教員間の共通理解が定着していないことがあるものと考えられる。引き続き、文部科学省ホームページで公表している人権教育に関する特色ある実践事例等をも参照しつつ、[第三次とりまとめ]の理解の徹底と、教員研修等における都道府県と市町村教育委員会等が連携した学校への支援を期待したい。

	問18に対する回答（抜粋）
小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員が研修や準備をする時間が確保できない。</li> <li>・外部人材、施設の確保及び、学習時間の確保・調整。</li> <li>・全体計画や年間指導計画の立案、作成。</li> <li>・資料・教材、学習方法などの資料を集めることが難しい。</li> <li>・多様な体験をさせたいと思うが、外部の人材発掘や新たな教材開発をする時間が取れず、前年度の踏襲になってしまうことが多い。</li> <li>・体験的な学習は、児童の取り組み方も意欲的になるが、楽しい場面と深く学ぶ場面のメリハリがうまくいかない。人権教育的な学び（まとめ）を工夫する必要がある。</li> <li>・小規模校なので、児童全員が多くのことを体験できるが、多様性に欠けてしまう。</li> <li>・児童数が多いため、特に交流などの体験学習が難しい。</li> <li>・指導者の専門的なスキルの不足。</li> <li>・活動に当たって指導者、支援員等の人数の確保。</li> </ul>
中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員が減少し、学校行事が多い中で、体験的な学習の計画・立案を実行し、協力体制をとるのは困難。</li> <li>・参加的な学習を進めていく上で、生徒の学習意欲の喚起や内発的動機付けを図る仕掛けを教師側から意図的に行わないとなかなか自主的な学習への取り組みができない現状があり、学校全体としての課題と感じている。</li> <li>・学年ごとに取組を進めることが多く、学年間の連携や学校全体での取組とはなっていない。</li> <li>・小規模校のため環境が限定され、広範囲、発展的な学習が実質的に行われにくい。</li> <li>・大規模校のため、体験的な学習を実施する場合の場所や受入先等に課題がある。</li> <li>・指導者の人材不足。</li> </ul>
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路を見据えた教科の学習と部活動の指導に精いっぱい、「協力的・参加的・体験的な学習」の取り組みを実施するための時間がなかなか見いだせない。</li> <li>・参加・体験的な学習の指導案作成。</li> <li>・全員というよりは、有志での取り組みによることがほとんどで、偏った活動の傾向があること。</li> <li>・ボランティア活動を多くの生徒に体験してもらいたいと考えているが、受入れ施設が限られているなど、制限が多い。</li> <li>・具体的な教材がないため、教材の準備や授業計画の作成が困難。</li> <li>・具体的な実践方法について教員の研修が必要。</li> </ul>
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の重度化、多様化により、様々な障害の児童生徒の個々のニーズ、すべてに対応することは、難しいと感じている。</li> <li>・重複障害の児童生徒の在籍割合が高くなってきていることや、児童生徒数の減少等により、集団としての学びが設定しにくい。</li> <li>・ねらいがコミュニケーションに偏ること。</li> <li>・共同学習や交流学习を進めるに当たって、相手校の都合や授業内容で調整するのに時間がかかってしまう。</li> <li>・児童生徒が少ないので集団形成が難しい。校外での活動では手話通訳が必要となる場合がある。</li> </ul>

### (3) 効果的な学習教材の選定・開発

問 19 貴校では、人権教育の教材の選定・開発にかかる取組として、どのような取組を実施していますか。次のア～ケのうち当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。

- ア 地域の教材化（地域におけるフィールドワークとの関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げ、教材化するもの）
- イ 外部講師の講話やふれあいの教材化（人権課題に直接関わる人を、外部講師として招いて講話を聞いたり、直接その人と触れ合ったりして、そこから学ぶもの）
- ウ 生命の大切さに関する教材の教材化（例えば、救命活動に携わる人の体験談の教材化、自分や自分以外の赤ちゃんの誕生の記録の教材化、妊娠中の女性による講話の教材化など）
- エ 保護者や地域関係者とともに作る教材の活用
- オ 視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用（例えば、人権劇、映画・ビデオ、読み物資料を視聴覚教材として再編集したものなど）
- カ 小説、詩、歌などの作品の教材化
- キ 同世代の児童生徒の作品の教材化（例えば人権作文・人権標語・人権ポスターなど、児童生徒が作成した作品を用いて学ぶもの）
- ク 歴史的事象の教材化
- ケ その他
- コ 特に行っていない

#### (結果)

人権教育の教材の選定・開発にかかる取組の内容については、平成20年度と比べ、全般的に各項目への取組状況が減少傾向にある。また、前回同様、イが53.4%、ウが52.5%、オが50.9%というように、この三項目の比率が他の項目よりも高くなっている。また、最も低いのは変わらずエで6.6%である。なお、オが10.8ポイント減少している。

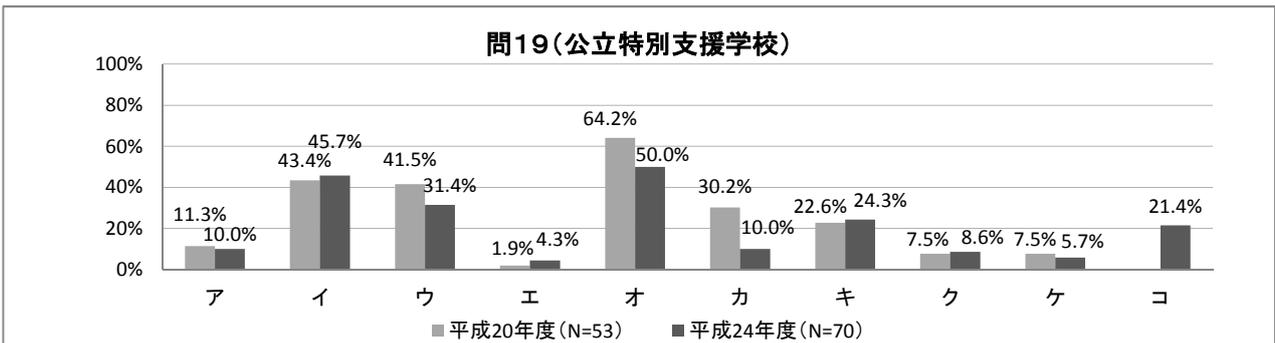
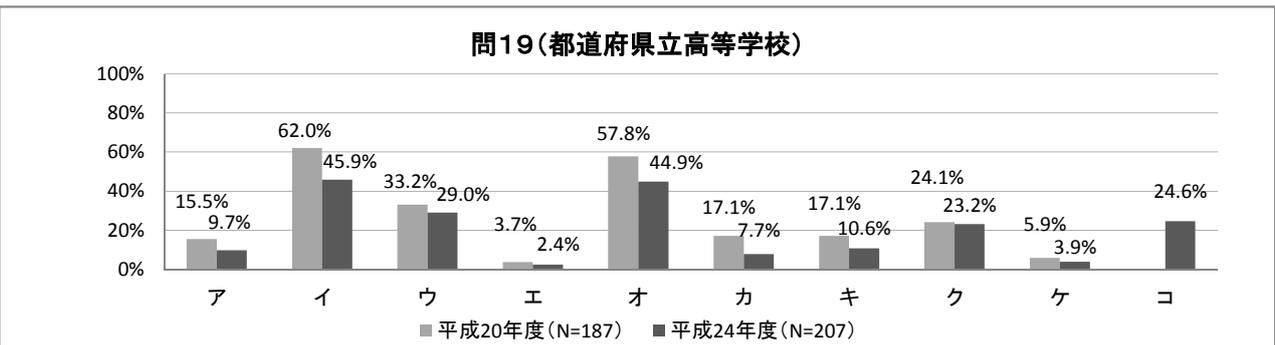
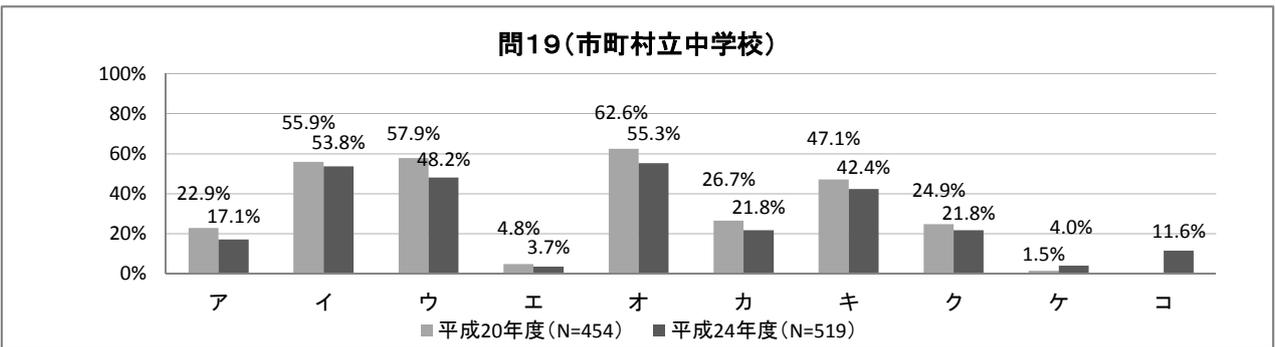
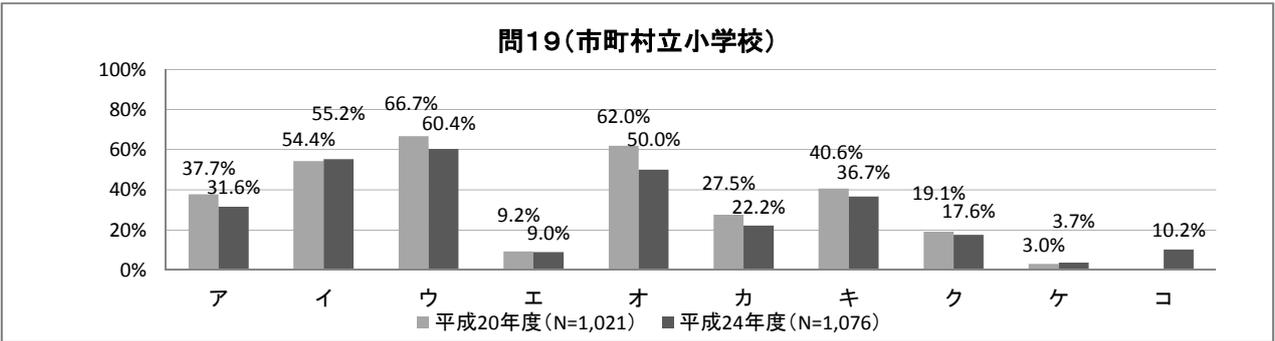
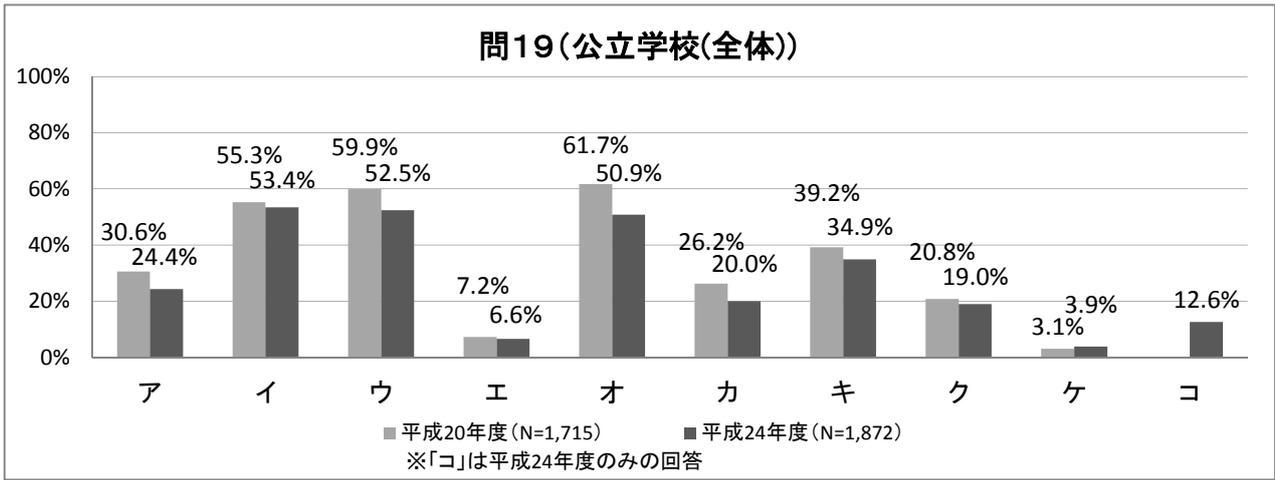
#### (分析)

平成20年度に引き続いて、「オ 視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用」、「ウ 生命の大切さに関する教材の教材化」、「イ 外部講師の講話やふれあいの教材化」等が高い比率になっていることから、各学校において人権教育の教材の選定・開発に関する創意工夫がなされていることが読み取れる。「ウ 生命の大切さに関する教材の教材化」や「オ 視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用」について、その割合が減少している理由等についての分析が今後必要である。

他方で、保護者や地域関係者と共に作る教材の活用等の比率は引き続きかなり低い値に留まっている。地域関係者と一体となり、地域の文化や歴史を踏まえて作られた教材は、学校や地域、児童生徒等の実態を踏まえた効果的な人権教育の実施に有効であり、その選定と活用の推進が期待される。

また、特に行っていない学校が全体の1割強を占めているが、当該学校においては、どのような教材が適切であるかということや学校の人権教育の目標を踏まえた上で、管理職や人権教育担当者を含め校内推進組織において教職員が主体的に考え、取り組んでいくことを期待したい。

問19



**問 20** (問 19 で、ア～ケのいずれかを選択した場合) 貴校で選定・開発している人権教育の教材のうち主なもの又は特色のあるものについて、三つまでの範囲で、その具体的な内容を回答様式の所定欄に自由に記述してください。(※平成 24 年度調査において追加した設問)

(結果)

学校で選定・開発している人権教育の教材について、当該地域の人権課題に詳しい専門家などを学校へ招いて講話を行うという内容が多くなっている。

(分析)

当該地域の事情に応じた人権課題を人権教育の教材として取り扱っている学校が多いものと考えられる。

	問20に対する回答（抜粋）
小学校	<p>(ア) 郷土学習で、地域の歴史や産業を学んだり、敬老会や保育園と交流したりする中で、関わる人の生き方から人権感覚を磨くようにしている。</p> <p>(イ) 人権擁護委員の方を外部講師に、授業を行った。</p> <p>(ウ) 妊娠中の女性教員による命についての講話、消防隊員である保護者による震災時の救助を中心とした命の大切さについての講話。</p> <p>(オ) 北朝鮮当局による拉致問題に関する映像資料。</p> <p>(カ) 宮沢賢治の作品（人類の幸福、人間尊重、生命尊重等に関連するもの）</p> <p>(キ) 県から出ている人権作文集等を活用して人権に関する作文や人権標語を書かせ、人権について考える機会としている。</p>
中学校	<p>(ア) 総合的な学習の時間（地域文化学習や福祉学習）において、地域の方と関わったり、体験したりしている。</p> <p>(イ) 警察署と連携をとり、「命の大切さを学ぶ教室」を実施している。</p> <p>(ウ) 助産師等を講師に招いて生命誕生等についての講話を聞くことで、命の大切さについての指導を行っている。</p> <p>(オ) パラリンピックで活躍した選手を題材にした教材開発。</p> <p>(カ) 地域にある美術館の詩画作品に触れ自ら作成する学習活動を取り入れている。</p> <p>(キ) 同世代の生徒の人権詩を、集会で群読したり、人権標語を読み上げたりした。</p> <p>(ク) 社会科歴史分野での戦争「広島・長崎・沖縄」についての教材。</p>
高等学校	<p>(ア) 地域の伝統産業（撚糸）の変遷と人々の生活についての講座等。</p> <p>(イ) 「異文化理解」を目的として外国人留学生（複数国）による講演。</p> <p>(ウ) 倫理や現代社会の授業において、命を大切にする教育を行い、その中で自分の祖先の数をたどっていくワークシートを開発し、活用している。</p> <p>(オ) 普及啓発DVD「ハンセン病を正しく理解するために」。</p> <p>(オ) 拉致被害者について学んだアニメ「めぐみ」。</p> <p>(カ) ケータイによるいじめに関する本を教材として使用した。</p> <p>(キ) 県教育委員会が作成した高校生の「人権に関する作文」を用いた教材を一部変更して用いている。</p>
特別支援学校	<p>(ア) 水俣病についての学習では、事前学習として、水俣病に関する絵本を見て水俣病の全体像を学んでいる。また、学習後には実際に水俣を訪れ、資料館見学を行ったり、現在の水俣の様子を見たりして、これまでの差別の歴史等を考える学習を行っている。</p> <p>(イ) 障害者福祉施設の職員を講師にして、人権感覚の在り方を学習した。</p> <p>(ウ) 胎内の胎児の超音波写真、動きの分かる映像教材の活用。</p> <p>(オ) 分かりやすくするため、ビデオ教材を必要に応じて活用している。</p> <p>(キ) 人権作文コンクールで受賞した内容をもとに、教材化した。</p> <p>(キ) 校内人権週間期間中に人権標語や道徳で行っている授業のワークシート等を展示し、児童生徒が人権について考える機会としている。</p>